

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 福岡市・北九州市	1
2. 広島県・今治市	2
3. 東京圏	3

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 北九州市の別図 1 の区域

【平成 29 年 1 月より実施】

5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(2) 名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

（構造改革特別区域法第 28 条の 2 に規定する特産酒類の製造事業）

北九州市内で生産された、地域の特産物であるブドウを原料とした果実酒を製造しようとする者が、その製造数量が少量であっても製造免許を受けることを可能にすることで、地域ブランドの創出を促進し、地域の魅力向上及び交流人口の拡大を図る。

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

③ うずの鼻コミュニケーションズ株式会社

（愛媛県今治市、平成26年4月14日設立）

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第24条の4に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、愛媛県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、今治市においては、2月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：臨床試験専用病床整備事業

内容：臨床試験専用病床に係る医療法施行規則の特例

(構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業)

公立大学法人横浜市立大学（神奈川県横浜市）が、同大学附属病院において、病室の床面積及び廊下幅の基準を緩和する特例を活用して、患者以外の者を対象とした臨床試験を行う専用病床を整備し、医薬品等の開発を促進する。

【平成28年中に実施】